

○津山圏域資源循環施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例施行規則

令和 2 年 3 月 1 8 日
津山圏域資源循環施設組合規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津山圏域資源循環施設組合条例第 3 号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 津山圏域資源循環施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項については、津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年津山市規則第 2 4 号）を準用する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 9 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。